

令和7年度

第9回 第二農地部会 定例会議事録

令和7年12月25日（木）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和7年度 第9回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和7年12月25日(木) 午後4時10分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

1番 長井	3番 竹原 子	7番 滝沢
8番 小山	10番 五十嵐	11番 笠原
17番 高波	18番 田鹿	19番 中嶋
21番 大島		

(2) 農地利用最適化推進委員 (15名)

(安塚区) 松苗	和栗		
(浦川原区) 藤村			
(大島区) 小山			
(牧区) 米川	中川	秋山	
(柿崎区) 佐藤	小林		
(大潟区) 細谷			
(頸城区) 上原	伊巻		
(吉川区) 常山	石野		
(三和区) 福原			

2 欠席委員

(1) 農業委員…12番 長瀬

(2) 農地利用最適化推進委員…(浦川原区) 井部
(大島区) 高橋
(柿崎区) 平野
(三和区) 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南波
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	主 任	上田
大潟区駐在室	主 任	太田
頸城区駐在室	主 任	関間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

17 番 高波 18 番 田鹿

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

議案第 4 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 地域計画の変更案に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 地域計画の変更案に対する意見について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 4 号 地域計画の変更案に対する意見について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第4号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後4時10分 それでは、これより令和7年度第9回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員10名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員4名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 17番 高波 委員、 18番 田鹿 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 省略</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について</u>＞ 議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、計画変更1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。 議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。1頁をご覧ください。</p>

	<p>「1 計画変更」について、ご説明いたします。2 頁に新旧対照表を載せてありますので、併せてご覧ください。</p> <p>番号 1 番の 1 件については、事業が完了したことに伴い、上越市農業振興地域整備計画から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 2124 番から 2128 番の 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>それでは、まず「地域計画内」であります。3 頁、2124 番から 2126 番の 3 件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。5 頁、2127 番から 2128 番の 2 件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、6 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>浦川原区区駐在室の議案</u>＞</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について</u>＞</p> <p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、計画変更2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」計画変更2件をご説明いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。2頁に新旧対照表を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>番号1番は、団営農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策の事業完了に伴い削除するもので、番号2番は、県ため池整備の事業完了に伴い削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号2528番から2586番の59件を上程します。</p> <p>はじめに、11頁、番号2567番から2569番は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（田鹿委員退席）</p>
<p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p>	<p>それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>田鹿委員に関連する利用権設定3件を説明いたします。</p> <p>11頁、番号2567番から2569番をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、22頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、田鹿委員に関連する利用権設定3件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>（田鹿委員復席）</p>
<p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p>	<p>続きまして、田鹿委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>田鹿委員関連以外の利用権設定56件を説明します。議案書は、3頁、番号2528番から10頁、番号2565番、11頁、番号2566番、2570番、12頁、番号2571番から、15頁、2586番をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、16頁から24頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p>

	<p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について></p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」、番号2503番から2509番の7件を上程します。</p> <p>番号2503番から番号2509番の7件は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いします。</p>
議 長	<p>(田鹿委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」、耕作者の変更7件を説明いたします。</p> <p>議案書は、25頁から26頁をご覧ください。</p> <p>番号2503番から、2509番までの7件はすべて、「地域計画内」の案件で、具体的な対象農地は27頁の対象農用地リストのとおりです。</p> <p>7件とも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものです。</p> <p>いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案の7件は、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(田鹿委員復席)</p>
議 長	<p><議案第4号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></p> <p>議案第4号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から17番までの17件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第4号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。28頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、「非農地判断」は、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行い、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものとして、先月、11月の農地部会にて、各駐在室管内における対象農地を一括し、非農地として、上程したところですが、当駐在室管内において、一部対象農地の報告漏れがありましたので、本議会にて上程するものとなります。</p> <p>対象となる農地は、地権者からの申し出があった農地で、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地、番号1番から番号17番までの17件、8,777.00㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
五十嵐委員	<p>非農地とする対象農地のリストの現況が田や畑になっている。現況で山林原野なら表記が間違っているのではないか。</p>
浦川原区 駐在室	<p>リストは非農地として判断する前の現況を記載している。</p>

柿崎区 駐在室長	事務局に確認して次回、回答する形でよいでしょうか。
五十嵐委員	了解した。
議 長	他にありませんか。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。
議 長	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2908番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」をご説明いたします。議案書の1頁をご覧ください。</p> <p>番号2908番は、譲渡人が離農するため、譲受人に贈与により所有権移転するものです。</p> <p>なお、譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
小山委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><議案第2号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について></p>
議 長	<p>議案第2号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、計画変更1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」計画変更1件をご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。3頁に新旧対照表を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>番号1番は、団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策の事業完了に伴い削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p>
議 長	<p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号2958番、2959番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定2件をご説明いたします。議案書は、4頁をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、5頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪<u>牧区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について></u></p> <p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1件、「2 計画変更」2件、「3 用途区分の変更」1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は1頁から2頁をご覧ください。</p> <p>「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」は1件です。</p> <p>申請農地は、牧区坪山地内の「田」2筆1,721㎡で、変更理由はため池築造のためです。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。</p> <p>次に、「2 計画変更」について、ご説明いたします。3頁に新旧対照表を載せてありますので、併せてご覧ください。</p> <p>番号1番と2番の2件については、いずれも事業が完了したことに伴い、上越農業振興地域整備計画から削除するものです。</p> <p>次に、「3 農業振興地域の農用地利用計画（用途区分）の変更」について、ご説明いたします。番号1番は、農機具格納庫を建設するため、当該農地を農振農用地から農業用施設用地に変更するものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第2号 地域計画の変更案に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「地域計画の変更案に対する意見について」、上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>議案第2号「地域計画の変更案に対する意見について」説明いたします。 議案書は6頁をご覧ください。</p> <p>本件は、今回の部会に上程されている、農業振興地域の農用地区域からの除外について、農業振興地域整備計画の変更の縦覧公告の前に、当該土地の地域計画の区域面積からの除外が必要となるため、地域計画の区域面積の変更について、市長名で意見照会があったものです。該当の土地と面積は議案書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>牧 区 駐在室</p>	<p><u><議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号3315番から番号3328番の14件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p> <p>こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。 議案書は7頁から10頁、番号3315番から番号3328番の14件をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>今回の対象農地につきましては、11 頁から 12 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 3786 番から 3794 番の 9 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3786 番から 2 頁、番号 3794 番をご覧ください。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付予定です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について></u></p> <p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、計画変更3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第1号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。3頁、番号1番から3番をご覧ください。</p> <p>番号1番「平沢水野地区」、番号2番「坂田新田地区」は、新規に追加するものです。番号3番「川西地区」は、事業概要を変更するものです。</p> <p>4頁に新旧対照表を添付しましたので、ご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p>	<p><u><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転、番号3701番から3704番の4件、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号3849番から3907番の59件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はじめに、所有権移転について説明いたします。</p> <p>5頁、3701番から6頁、3704番の4件をご覧ください。</p> <p>農地中間管理機構を通じて譲渡人から譲受人へ農地の所有権移転を一括で行うものです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に、利用権設定について説明いたします。</p> <p>まず「地域計画内」であります。7頁、3849番から17頁、3899番の51件をご覧ください。</p>

	<p>議案の対象農地につきましては、18 頁から 24 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。</p> <p>25 頁、3900 番から 26 頁、3907 番の 8 件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、27 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>《<u>大潟区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 4653 番、4654 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは 1 頁、番号 4653 番、4654 番の 2 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、中間管理機構への貸付です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による農地転用届出書の受理について></u></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号4610番から4612番の3件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号4610番から4612番の3件をご覧ください。</p> <p>4610番は、大潟区九戸浜地内の農用地で譲受人の一般住宅建築の敷地とするために転用するものです。</p> <p>本件の土地は住宅団地内にあり、周囲を住宅や市道に囲まれていることから転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>4611番は、大潟区土底浜地内の農用地で譲受人の一般住宅建築の敷地とするために転用するものです。</p> <p>本件の土地の周囲は住宅や市道に囲まれていることから転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>4612番は、大潟区上小船津浜地内の農用地で譲受人の一般住宅建築の敷地とするために転用するものです。</p> <p>本件の土地は住宅団地内にあり、周囲を住宅や市道に囲まれていることから転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号4610番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>3頁、番号4610番は、高齢のため耕作ができずにいた譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ無償による所有権移転をするものです。</p> <p>なお、譲受人の状況は、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>細谷委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p><u><議案第2号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1件、「2 計画変更」2件、「3 用途区分の変更」1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は4頁から5頁をご覧ください。</p> <p>「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」は1件です。</p> <p>申請農地は、大潟区渋柿浜地内の「畑」他6筆2,017㎡で、変更理由は駐車場整備のためです。7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。</p> <p>次に、「2 計画変更」について、ご説明いたします。6頁に新旧対照表を載せてありますので、併せてご覧ください。</p>

	<p>番号1番は、農地中間管理機構関連農地整備の事業内容および受益面積の変更に伴い、修正するものです。2番は、県地域防災機能増進の事業を追加するものです。</p> <p>次に、「3 農業振興地域の農用地利用計画（用途区分）の変更」について、ご説明いたします。番号1番は、農産物乾燥調製施設を建設するため、当該農地を農振農用地から農業用施設用地に変更するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
五十嵐委員	<p>土地利用計画図を見ると申請地がすでに開発済みとなっているように見える。</p>
大潟区 駐在室	<p>資料が白黒であるため分かりづらいですが、申請地は未開発の状態間違いありません。</p>
五十嵐委員	<p>了解した。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第3号 地域計画の変更案に対する意見について></p> <p>議案第3号「地域計画の変更案に対する意見について」、上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第3号「地域計画の変更案に対する意見について」説明いたします。 議案書は9頁をご覧ください。</p> <p>本件は、今回の部会に上程されている、農業振興地域の農用地区域からの除外について、農業振興地域整備計画の変更の縦覧公告の前に、当該土地の地域計画の区域面積からの除外が必要となるため、地域計画の区域面積の変更について、市長名で意見照会があったものです。該当の土地と面積は議案書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について></p> <p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、番号4688番、4689番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」ご説明いたします。</p> <p>10頁、番号4688番、4689番の2件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、11頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><<頸城区駐在室の議案>></p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p>

<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号5359番から番号5375番の17件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号5359番から4頁、番号5375番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付が1件、他者へ貸付予定が14件、農地転用が2件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5319番から番号5322番の4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>5頁、番号5319番から、番号5322番をご覧ください。</p> <p>すべて、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>小山委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について></p>
議 長	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5307番、5308番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>6頁、番号5307番をご覧ください。</p> <p>頸城区上神原地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。</p> <p>7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>受人は、生活スペースが手狭となったことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>次に、番号5308番をご覧ください。</p> <p>頸城区島田地内の農地を「事務所、農機具格納庫、駐車場、農業用施設」として利用するものです。</p> <p>9頁に位置図、10頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>受人は、経営規模拡大により、既存の施設では不足する状況となったことから、申請農地を取得し、組合事務所、農機具格納庫、駐車場、農業用施設を整備するものです。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第3号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について></p> <p>議案第3号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、農業振興地域の農用地区域からの除外1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。</p> <p>11頁をご覧ください。</p> <p>「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1件です。</p> <p>申請農地は、頸城区百間町地内の「畑」1筆214㎡で、変更理由は、資材置場及び駐車場整備のためです。12頁に位置図、13頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第4号 地域計画の変更案に対する意見について></p> <p>議案第4号「地域計画の変更案に対する意見について」、上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号「地域計画の変更案に対する意見について」説明いたします。</p> <p>14頁をご覧ください。本件は、先の議案第3号に上程された農業振興地域の農用地区域からの除外について、農業振興地域整備計画変更の縦覧公告の前に、当該農地を地域計画の区域面積から除外する必要があるため、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。該当農地と面積は議案書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第5号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」></p> <p>議案第5号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、番号5309番から5334番の26件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第5号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定26件をご説明いたします。15頁、番号5309番から20頁、番号5334番をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、21頁から24頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>

議 長	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号6384番から6388番の5件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは1頁、6384番から2頁、6388番の5件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定は2件、他者へ売却が3件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</u></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号6215番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>それでは3頁、6215番の1件をご覧ください。農地の権利移動の許可1件です。6215番の1件は、譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
常山委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありません。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、計画変更8件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は4頁から5頁をご覧ください。</p> <p>「1 計画変更」番号1番から8番までの8件です。</p> <p>6頁から7頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>番号1番「日之詰地区」は農地中間管理機構関連農地整備に取り組むため追加するものです。事業概要は区画整理 75.4ha 暗渠排水 65ha です。</p> <p>番号2番から4番及び番号8番は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。</p> <p>番号5番は、事業概要を「堤体工1式及び洪水吐工1式」に変更となります。番号6番および7番は、事業概要をそれぞれ「頭首工1式」に変更となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転の番号6201番から6202番の2件、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号6279番から6284番の6件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

<p>吉川区 駐在室</p>	<p>それでは、まず農地の売買、所有権移転であります。8頁、6201番から6202番の2件をご覧ください。</p> <p>こちらは、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」の売買であります。</p> <p>本案件は、「地域計画内」における所有権移転であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に利用権設定であります。</p> <p>まず「地域計画内」であります。9頁、6279番から10頁、6283番の5件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、11頁から13頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。14頁、6284番の1件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、15頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ですが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>《三和区駐在室の議案》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8651番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書は1頁、番号8651番をご覧ください。</p> <p>この案件は、地主の都合により、新たな耕作者に貸し付けるため、現在の契約を解約するものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8661番から番号8664番までの4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は2頁、番号8661番から番号8664番までの4件をご覧ください。</p> <p>番号8661番から番号8663番までの3件は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了による再設定です。</p> <p>番号8664番は、労力不足により他者へ賃借権を設定するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について></u></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号8603番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は3頁、番号8603番をご覧ください。</p> <p>この案件は、三和区川浦地内の農地を、「駐車場」として整備するものです。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人である大嚴寺は来客専用駐車場を有しておらず、寺兼住宅の敷地を来客用の駐車場として利用しておりますが、利用可能台数が2台であることから、不足分の解消を図るため申請農地を取得し、駐車場として整備するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和8年8月10日から令和8年10月18日までです。</p> <p>土地利用計画は、来客用駐車スペース10台分です。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 8613 番から番号 8624 番までの 12 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明します。</p> <p>議案書は 6 頁から 9 頁、番号 8613 番から番号 8624 番までの 12 件をご覧ください。</p> <p>この案件は、期間満了による再設定です。対象農地につきましては、10 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p><u><議案第 4 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について></u></p> <p>議案第 4 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、計画変更 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 4 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。</p> <p>最初に、「1 計画変更」について、ご説明いたします。16 頁をご覧ください。18 頁に新旧対照表を載せてありますので、併せてご覧ください。</p> <p>これらの案件は、いずれも事業が完了したことに伴い、上越市農業振興地域整備計画から削除するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、「農業振興地域の農用地利用計画（用途区分）の変更」について、ご説明いたします。17頁をご覧ください。</p> <p>番号1番は、農機具格納庫を建設するため、当該農地を農振農用地から農業用施設用地に変更するものです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>【7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p> <p>（田鹿職務代理あいさつ）</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和7年度第9回二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後5時16分終了</p>